

令和6年度よりコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）が始まります

白井市では、令和6年度より桜台小学校・桜台中学校にコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入し、令和7年度は市内全小中学校にコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入していきます。

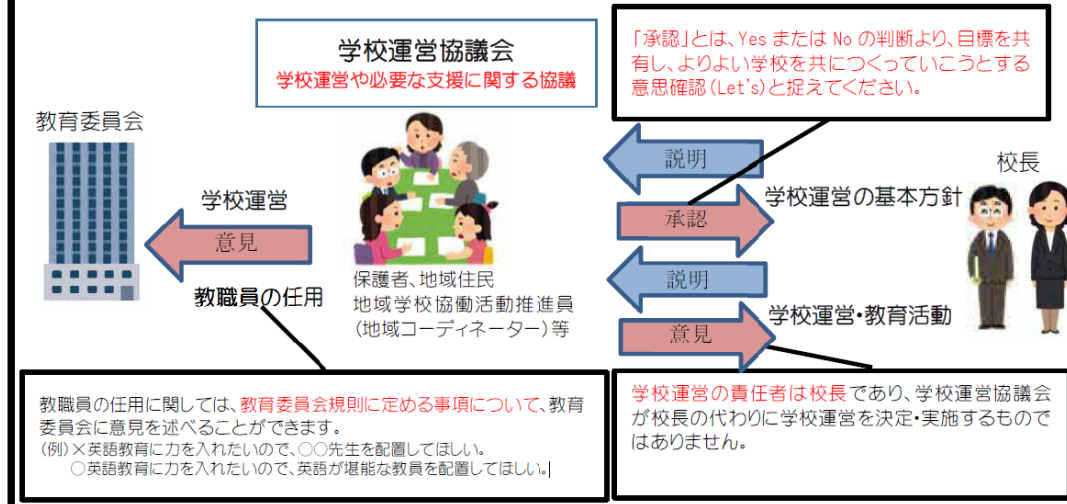
コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置した学校及び学校運営協議会制度のことを言います。

学校運営協議会とは、教育委員会により任命された委員が一定の権限をもって、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関です。



コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の機能

☆保護者や地域住民等が、一定の権限や責任を持って学校運営に参画する仕組み



子どもたちがどのような課題を抱えているのかという実態を共有するとともに、地域でどのような子どもを育てたいのか、何を実現したいのかという目標・ビジョンを共有するために協議を重ねていくのがコミュニティ・スクールとなります。今ある活動をより充実したものへと発展させる、さらには、効果的な新たな教育活動が生まれることが期待される、地域とともに子供たちを育てるための制度です。

何も無いものから新しいものを作ろうとすると学校・地域共に大変です。まずは、学校で今行っている活動をよりよくするために話し合うことから始めたいと考えています。

問い合わせ先

白井市教育委員会学校政策課